

「7月5日の説明会に対する再質問書2」に対する回答

平成31(2019)年2月20日 学校安全課

回	答
【6-1】	<p>9月に開催を予定していた説明会では、当時検討していた高校生の安全登山に関する連絡協議会に提出する資料の内容を事前に那須雪崩事故遺族・被害者の会の皆様に説明する予定でしたが、連絡協議会に代わり新たな組織の検討をすることとなったため取り止めといたしました。</p> <p>新たな組織の検討や弁護団の結成など状況が変化しておりますので、それらの状況を踏まえつつ、改めて説明会についても検討していきたいと考えております。</p>
【8-2】	<p>県立学校や高体連からは、意見はありませんでしたが、各会議や研修会、学校訪問等で意見交換や再発防止策について周知を図っております。</p>
【8-3】	<p>顧問については「7月5日の説明会に対する質問書」の回答8でお答えしたとおりです(9月20日付け)。また、各校の生徒からの意見については、把握しておりません。</p>
【9-4】	<p>現在、栃木県HPの教育委員会事務局スポーツ振興課(生涯スポーツ担当)のページには、「高等学校安全登山の推進」として再発防止の取組内容やその要項等を掲載しており、今後も、その取組の実施状況等を更新して参ります。</p> <p>また、平成30年12月17日に策定した「登山計画作成のためのガイドライン」についても、平成30年12月18日に報道発表をし、県HPに掲載しております。</p> <p><生涯スポーツ担当URL> http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/sports/syougaisports.html</p> <p><登山計画ガイドラインURL> http://www.pref.tochigi.lg.jp/m09/tozankeikakusakuseinotamenogaidorainnosakuteinituite.html</p>
【9-5】	<p>この通知の内容は、スポーツ庁から通知のあった「水泳、登山、キャンプ等に関わる事故防止のための留意事項」のほか、プールの排水口等の学校体育施設の安全管理の徹底及び夏季休業中の登山の承認申請の受付の開始について周知するものです。</p> <p>また、この通知は、学校教育課長が各県立学校長に対し、上記のことについて、管理下の児童生徒、教職員、保護者に対して徹底するよう周知したものです。</p>

「7月5日の説明会に対する再質問書2」に対する回答

平成31(2019)年2月20日 学校安全課

回	答
【10-2】	保護者説明会では、一例として別紙の資料などにより登山活動の再開に向けた安全対策や今後の登山活動計画等を説明し、保護者から承認をいただいております。
【10-3】	夏季休業中(H29. 7月下旬から8月まで)、各県立学校で予定している登山計画の実施に対して、各高校部員の保護者に同意を求めたものです。また、書式につきましては、学校により多少の違いはありますが、平成29年度から「登山計画作成のためのガイドライン」(31ページ)に示している参加承諾書に沿った内容となっております。
【14-4】	雪崩事故に関する連絡窓口は、引き続き学校安全課に一本化させていただきたいと考えております。
【14-5】	スポーツ振興課は大会運営や競技実施に関する全般を、学校安全課は大会開催における安全面を中心に確認しております。提出された大会要項等で疑義が生じた場合は、主催者に改善に向けた助言を行っております。
【15-2】	平成30年度については、年間3回、平成31年度については、年間4回(4月、6月、9月、2月)の開催を予定しております。なお、今後も各大会を開催する際には、危機管理委員会を継続して行っていく予定としております。 また、開催回数については、年度当初に各競技専門部に対し、大会運営における安全対策についての周知を図るために1回、各大会(県総体、インターハイ予選、新人大会)終了後にヒヤリハット事案の収集や安全対策の検討を行うために計3回、合計年4回開催となっております。
【15-3】	危機管理委員会では、安全に大会を行うための対策の検討や、各大会終了後のヒヤリハット事案の収集などを行うこととしています。なお、危機管理委員会は県高体連内に設置された委員会であり、委員会での決定事項については、県高体連理事会の承認を得ることとなっております。

「7月5日の説明会に対する再質問書2」に対する回答

平成31(2019)年2月20日 学校安全課

回	答
【19-2】	<p>県高体連に加盟する学校には私立学校も含まれておりますので、各競技の大会については、県高体連が主催すべきであると考えております。</p>
【19-3】	<p>私立学校を含む任意団体である高体連の役員を、別組織である県教育委員会が直接処分する権限はありません。県立学校等の教職員として処分理由に該当する場合には、処分の対象となります。</p>
【23-2】	<p>当初、高校生の安全登山に関する連絡協議会の開催は、上半期の再発防止策等の実績がまとまる9月に予定しておりました。 しかしながら、那須雪崩生徒遺族・教師遺族弁護団や那須雪崩事故遺族・被害者の会からの御指摘・御意見を踏まえ、連絡協議会に代わる新たな組織を設置することとしたところでありますので、弁護団や遺族の方々の同意を頂いた上で組織の設置を決定したいと考えております。</p>
【24-2】	<p>学校の管理下において実施する登山の主引率者となり得る要件のひとつとして「登山指導経験が5年以上」としたのは、(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会の講習受講条件内にある「無雪期の登山経験5年以上」の「5年以上」の部分を参考としております。</p>
【24-3】	<p>(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会が定める上級指導員の講習受講条件等を参考に主引率者の要件を定めましたが、当該講習が目指す指導者と、本県で条件としている主引率者とは、求められている水準が異なっていることから、当該講習資格の取得を主引率者の条件とはしておりません。</p>
【25-1】	<p>【質問27-1】で回答した国立登山研修所等が主催する5つの講習・研修会が「県が指定した研修」です。</p>

「7月5日の説明会に対する再質問書2」に対する回答

平成31(2019)年2月20日 学校安全課

回	答
	<p>【26-2】</p> <p>①登山部新任顧問等研修会 【場所 栃木県庁研修館】【講師:大西浩氏】 ・高校山岳部顧問になることとは ・高校山岳部の計画書の作成</p> <p>②登山部顧問等研修会 【場所 栃木県庁研修館】【講師:瀬木紀彦氏】 ・地形図の読み取り ・概念図の作成と活用</p> <p>③生徒と顧問による登山研修会(予定) 【場所 栃木県立なす高原自然の家】 【講師:戸田芳雄氏】 ・那須雪崩事故から見えた課題 ・安全な登山部活動についてのグループディスカッション</p> <p>④登山指導者講習会 【場所 コンセーレ】 【講師:植木孝氏、辻岡幹夫氏】 ・リーダーの役割 ・セルフレスキュー実習 ・天気図の基本と応用</p>
	<p>【27-2】</p> <p>【質問27-1】で回答したとおり、事故発生の要因と指摘された4項目に対する改善内容が多く盛り込まれている国立登山研修所等が主催する5つの講習会等を継続的・段階的に受講する必要があると考え、事故後に主引率者となりうる者の要件といたしました。</p>
	<p>【27-3】</p> <p>【質問27-1】で回答したとおり、記載した講習の受講を必須としております。なお、今後も必須とした各講習を継続的に受講すること、また、経験年数等に合わせ段階的に受講することで引率教員の資質の向上を図る必要があると考えます。</p>
	<p>【28-2】</p> <p>3人の前顧問教員の講習受講歴等は別紙のとおりです。 【27-3】で回答しましたが、必須とした各講習を継続的に受講すること、経験年数等に合わせ段階的に受講することが必要と考えております。</p>

「7月5日の説明会に対する再質問書2」に対する回答

平成31(2019)年2月20日 学校安全課

回	答
【32-2】	定量的な基準はございません。 帯同要否の主な考え方は別紙を御参照ください。
【32-3】	今回の帯同推奨ルートにつきましては、過去に県立学校登山部による登山の実績がある山行ルートの中から、雪がないことを前提に、山のグレーディング(難易度)等により設定しております。未だ実績がない山行ルートはリストに含まれておりませんが、現在において帯同を推奨するのは根名草山のみであると判断いたしました。
【32-4】	登山アドバイザーの派遣については、登山をより安全にすることはもちろん、県内登山部顧問の養成を図る要素も併せ持ちます。その指導者養成という観点に鑑みて、県(スポーツ振興課)がその仕組みを事業化し、登山アドバイザーへの謝金を県(スポーツ振興課)が負担する事業スキームといたしました。
【32-5】	【質問32-4】で述べたように、現在、登山アドバイザーに係る謝金は、県(スポーツ振興課)が負担しておりますが、登山アドバイザーの帯同については、ガイドラインにおいて定められている項目であり、予算の有無は関係ありません。また、経済的な理由が帯同要否の判断になることもありません。
【32-6】	今後、登山アドバイザー派遣事業の予算確保状況によっては、将来的に登山を実施する学校や登山部生徒の保護者の方々に謝金を負担していただくことも有り得ます。
【33-2】	関東高体連が今年度作成した危機管理マニュアルには大会実施の判断基準の目安が明記されていることから、県高体連の危機管理マニュアルにおいても、大会実施の判断基準の目安を明記していくことを検討する予定となっております(2月22日の第3回危機管理委員会での検討の予定)。

「7月5日の説明会に対する再質問書2」に対する回答

平成31(2019)年2月20日 学校安全課

回	答
【33-3】	<p>県高体連の各大会については、上記【質問33-2】のとおり対応する予定となっております。また、通常の部活動については、引き続き「熱中症予防のための運動指針」を参考に運動等の実施をするよう各学校に周知して参ります。</p>
【36-3】	<p>県高体連危機管理マニュアルの雪崩の項目は、「雪崩対応安全ハンドブック(全国地すべり崖崩れ対策協議会)」、政府広報オンラインを参考に作成いたしました。県高体連危機管理マニュアルについては、必要に応じて修正等を行い、より良いものに改訂していくこととしております。今後改訂が必要なところについては委員会で検討し、改善して周知していきます。</p>
【37-2】	<p>県教育委員会としては、昨年9月に作成した「栃木県運動部活動の在り方に関する方針」に沿った運動部活動の運営がなされるよう各学校に周知して参ります。なお、県高体連の大会運営については、上記【質問33-2】のとおりとなります。</p>
【38-2】	<p>屋外での競技について試合中に体調不良になる生徒が出たとの報告を数競技専門部から受けています。WBGT数値の確認、生徒の様子観察をこまめに行う、水分補給を含めた休憩時間を多めに設ける、体調不良の生徒に対して涼しい場所へ移動する、水分補給等の対策をしっかりとることや、重篤な場合は救急搬送することなどを再確認して周知徹底を図っています。</p>
【39-4】	<p>部活動中の7件については、顧問の立ち会いのもと、当日の気温等を考慮し、休憩や水分補給をこまめに行っていたが、生徒の様子を見る中で、大事故に至ることを回避するため、救急搬送を要請したと報告を受けております。</p> <p>また、WBGT計や気温計は目視による確認を行い、チェックシート等は使用しておりません。</p>
【39-5】	<p>休憩や水分補給など熱中症予防の対策を取った上で、部活動や大会等の運営が行われていたと判断しております。大事故に至ることを回避するために救急搬送を要請した場合もあり、数が多くなった部分もありますが、今後も、部活動や大会運営に際しては活動環境を考慮した、適切な休憩や水分補給、生徒の体調把握などに努めるよう、注意喚起を図っていきます。</p>

「7月5日の説明会に対する再質問書2」に対する回答

平成31(2019)年2月20日 学校安全課

回	答
【40-2】	積雪期にない低山においては、適切な安全対策の下、冬季においても他の季節と同様に活動し得るものであり、特に部活動においてはトレーニングの場としても意義があると考えます。
【40-3】	概ね12月から3月頃までを冬の季節として捉えておりますが、具体的な月日としての期間を示すものではありません。
【41-3】	積雪期についての明確かつ一律の定義はない中、社会通念上一般的に捉えられている状態を県教育委員会として説明した表現です。
【42-2】	冬季においても実施を認める登山については、スポーツ庁の通知で定める冬山登山や雪上活動訓練とはその前提条件が異なるものであり、登山計画審査会において検討いただいた上で、県教育委員会が冬季においても実施を認めることとしたものです。 ただし、認める山域・ルートを明確にするため、具体的にリスト化しました。
【43-3】	冬季においても積雪期の状態にはならない山域・ルートを選定したものであり、具体的な標高等の定めはありませんが、結果として栃木県が位置する地理的条件等からおよそ1,000m未満の山が対象山域・ルートとなっております。
【43-4】	冬季においても登山の実施を認める山域・ルートは、過去5年間に県立学校が登山を実施した実績の中から、冬季においても積雪状態になることのない山域を選定いたしました。 今後、積雪期の状態にならない山域・ルートで新たなものが学校から申請があれば、登山計画審査会とも協議しながら、県教育委員会の責任において追加することもあり得ます。

「7月5日の説明会に対する再質問書2」に対する回答

平成31(2019)年2月20日 学校安全課

回	答
【44-3】	ガイドライン策定の際にはその実施及び遵守について教育長名通知として各県立学校長宛て発出したところであり、各学校及び教職員はその内容の遵守義務があります。
【44-4】	ガイドラインについては昨年12月に策定したところであり、当該ガイドラインの取扱規定等に抵触し、職務命令違反等となった事例はありません。
【44-5】【44-6】【44-7】【44-8】	<p>御質問のもとになっている2019年1月17日下野新聞の記事についてですが、県教育委員会が長野県教育委員会に直接事実確認をしましたところ、「大西教諭が引率した11月23～24日の燕岳登山については、直ちに指針に抵触するものであったとは認識していない」とのことでした。また、「大西教諭に対し、懲戒処分指針等に相当する口頭注意をした事実もない」とのことでした。その他、長野県教育委員会が、取材した記者に対し、提供した情報の意図と記事内容が異なる旨の電話を入れていることや、指針の対象とする冬山の解釈に分かりにくさがあったことから、今後指針の見直しを検討する方針であることも分かりました。</p> <p>以上により、県教育委員会は、今回の新聞記事につきまして、事実と異なっているものがあると認識しております。</p> <p>なお、県教育委員会といたしましては、今回の燕岳の件に関する一連の質問事項について、長野県の高校が計画した登山のルートや実際の現地の状況等が不明であるため、判断することは困難ですが、本県においては降雪があった場合はガイドラインにも記載しているとおりその登山は中止といたします。</p>
【44-9】【44-10】	ガイドライン策定の際にはその実施及び遵守について教育長通知として各県立学校長宛て発出したことから、各学校及び教職員はその内容の遵守義務があり、ガイドラインに抵触することとなる登山を行うことはないものと考えております。万が一そのような事実が起きた際は内容を精査し、厳正に指導・処分等を行います。
【44-11】	遺族・被害者の会の皆様から御指摘いただいております曖昧な取扱いを排除するため、冬季において登山の実施を認める山域・ルートについて具体的にリスト化し、限定的に実施を認める取扱いとしたことを御理解ください。
【46-2】	<p>雪上活動の意義やリスクのほか、学校教育活動として実施する場合の必要条件等を議論し、本県の現状も鑑み、雪上活動訓練の禁止について審査会としての結論に至ったものです。</p> <p>また、生徒個人が将来を見据えて、学校活動から離れた個人的活動として行うことに対する本県としてのスタンス等についても、併行して議論を行いました。</p>

「7月5日の説明会に対する再質問書2」に対する回答

平成31(2019)年2月20日 学校安全課

回	答
【50-2】	現時点では、本県の高校山岳部顧問に関しては御理解の通りですが、選定基準を満たす顧問が今後現れた場合には、この限りではありません。
【50-3】	現在のところ予定はございません。 講師の選定基準についての資料を作成し、県高体連登山専門部が開催する専門委員会等の会議資料として明示することは可能であると考えます。
【55-1】	登山計画の審査はもとより、ガイドラインの策定に当たっても、登山に関する知見や経験が豊富であるだけでなく、本県の実情等にも十分に精通し、また理解もある石澤氏は委員長に適任であると考えており、これまでの各校の審査及びガイドラインの検討についても適切に実施できたと考えております。
【58-2】	教育委員会に付議され、議決されてはじめて改定できることとなっております。
【59-2】	現在検討を進めているところですので、御理解ください。
【60-2】	今後も継続できるよう、引き続き研修等を通して安全管理に関する理解を深めさせる努力をして参ります。
【61-2】	定年退職後であっても、条例により、在職期間中の行為について禁錮以上の刑に処せられた場合などは、退職手当の支払の差し止めや返納を求めることができることが定められています。
【62-3】【62-4】【62-5】【62-6】	同様の事故による処分事例がなかったため、処分については、事故の内容を精査し、十分に時間をかけて慎重に検討いたしました。検討に当たっては、質問62-4の1～5も考慮した上で、本件事故には、故意性が見られないことなどから、総合的な判断により処分を決定いたしました。 処分決定に至るまでの検討内容については、公開することが前提となれば今後公正な処分に支障を生ずる可能性があることから、またプライバシー保護の観点から、説明はできかねますので御理解ください。